

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

| 手数料の種類 | 区分 | | 金額 |
|--------------------|--|---|------------------|
| 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 申請に係る低炭素建築物新築等計画について、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において「非住宅建築物」という。）並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物（以下こ | 一戸建ての住宅 | 1件につき 5,000円 |
| | | 共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。） | 申請する住戸の数が1戸のもの |
| | 申請する住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの | | 1件につき 10,000円 |
| | 申請する住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの | | 1件につき 17,000円 |
| | 申請する住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの | | 1件につき 28,000円 |
| | 申請する住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの | | 1件につき 47,000円 |
| | 申請する住戸の数が50戸 | 1件につき 85,000円 | |

| | | | |
|---|----------------------------------|--|---|
| <p>の項において「複合建築物」という。)の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性</p> | | を 超 え 1 0 0 戸 以下のも の | |
| | | 申請する 住戸の数が1 0 0 戸を超え 2 0 0 戸 以下のも の | 1 件につき 1 3 5, 0 0 0 円 |
| | | 申請する 住戸の数が2 0 0 戸を超え 3 0 0 戸 以下のも の | 1 件につき 1 7 0, 0 0 0 円 |
| | | 申請する 住戸の数が3 0 0 戸を超え るもの | 1 件につき 1 8 2, 0 0 0 円 |
| | 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。) | 建築物全 体の住戸 の数が5 戸以下の もの | 1 件につき 1 0, 0 0 0 円に共用部認 定費相当額 A を加算した額 |
| | | 建築物全 体の住戸 の数が5 戸を超え 1 0 戸以 下のもの | 1 件につき 1 7, 0 0 0 円に共用部認 定費相当額 A を加算した額 |
| | | 建築物全 体の住戸 | 1 件につき 2 8, 0 0 0 |

| | | |
|--|---|---|
| <p>能評価機 関によ り，都市 の低炭素 化の促進 に関する 法律第 54条第 1項各号 に掲げる 基準に適 合してい ると認め られたも のである 場合又は 住宅の品 質確保の 促進等 に関する 法律第6 条第1項 に規定す る設計住 宅性能評 価書（日 本住宅性 能表示基 準（平成 13年国 土交通省 告示第 1346号） 別表1の 断熱等性 能等</p> | <p>の数が 10戸を 超え25 戸以下の もの</p> | <p>円に共用部認 定費相当額A を加算した額</p> |
| | <p>建築物全 体の住戸 の数が 25戸を 超え50 戸以下の もの</p> | <p>1件につき 47,000 円に共用部認 定費相当額A を加算した額</p> |
| | <p>建築物全 体の住戸 の数が 50戸を 超え 100戸 以下のも の</p> | <p>1件につき 85,000 円に共用部認 定費相当額A を加算した額</p> |
| | <p>建築物全 体の住戸 の数が 100戸 を超え 200戸 以下のも の</p> | <p>1件につき 135,000 円に共用部認 定費相当額A を加算した額</p> |
| | <p>建築物全 体の住戸 の数が 200戸 を超え 300戸 以下のも の</p> | <p>1件につき 170,000 円に共用部認 定費相当額A を加算した額</p> |

| | | | |
|---|--------|--|---|
| 級 4 及 び 1 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 等 級 5 に 適 合 し て い る も の に 限 る 。) の 写 し が 提 出 さ れ た 場 合 | | 建 築 物 全 体 の 住 戸 の 数 が 3 0 0 戸 を 超 え る も の | 1 件 に つ き 1 8 2 , 0 0 0 円 に 共 用 部 認 定 費 相 当 額 A を 加 算 し た 額 |
| | 非住宅建築物 | 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の | 1 件 に つ き 1 0 , 0 0 0 円 |
| | | 床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の | 1 件 に つ き 2 8 , 0 0 0 円 |
| | | 床 面 積 の 合 計 が 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 5 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の | 1 件 に つ き 8 5 , 0 0 0 円 |
| | | 床 面 積 の 合 計 が 5 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 | 1 件 に つ き 1 3 4 , 0 0 0 円 |

| | | |
|--|---|---|
| | え 10,000 平方メー トル以内 のもの | |
| | 床面積の 合計が 10,000 平方メー トルを超 え 25,000 平方メー トル以内 のもの | 1件につき 170,000 円 |
| | 床面積の 合計が 25,000 平方メー トルを超 えるもの | 1件につき 212,000 円 |
| 複合建築物（住戸の部 分のみを認定の申請の 対象とするものを除 く。） | 建築物全 体の住戸 の数が1 戸のもの | 1件につき 5,000円 に非住宅部分 認定費相当額 Aを加算した 額 |
| | 建築物全 体の住戸 の数が1 戸を超え 5戸以下 のもの | 1件につき 10,000 円に共用部認 定費相当額A 及び非住宅部 分認定費相当 額Aを加算し た額 |

| | |
|----------------------------|---|
| 建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの | 1件につき 17,000円に共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aを加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの | 1件につき 28,000円に共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aを加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの | 1件につき 47,000円に共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aを加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの | 1件につき 85,000円に共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aを加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が100戸 | 1件につき 135,000円に共用部認定費相当額A |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| | | を 超 え 2 0 0 戸 以下のも の | 及び非住宅部 分認定費相当 額 A を加算し た額 |
| | | 建築物全 体の住戸 の 数 が 2 0 0 戸 を 超 え 3 0 0 戸 以下のも の | 1 件につき 1 7 0, 0 0 0 円に共用部認 定費相当額 A 及び非住宅部 分認定費相当 額 A を加算し た額 |
| | | 建築物全 体の住戸 の 数 が 3 0 0 戸 を超える もの | 1 件につき 1 8 2, 0 0 0 円に共用部認 定費相当額 A 及び非住宅部 分認定費相当 額 A を加算し た額 |
| その他の 場合 | 一戸建ての住宅 | | 1 件につき 3 6, 0 0 0 円 |
| | 共同住宅等及び複合 建築物（住戸の部分 のみを認定の申請の 対象とするものに限 る。） | 申請する 住戸の数 が 1 戸の もの | 1 件につき 3 6, 0 0 0 円 |
| | | 申請する 住戸の数 が 1 戸を 超え 5 戸 以下のも の | 1 件につき 7 3, 0 0 0 円 |
| | | 申請する 住戸の数 が 5 戸を 超え 1 0 | 1 件につき 1 0 2, 0 0 0 円 |

| | |
|---------------------------|-------------------|
| 戸以下のもの | |
| 申請する住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの | 1件につき 144,000円 |
| 申請する住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの | 1件につき 208,000円 |
| 申請する住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの | 1件につき 298,000円 |
| 申請する住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの | 1件につき 403,000円 |
| 申請する住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの | 1件につき 529,000円 |
| 申請する | 1件につき |

| | | |
|----------------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| | 住戸の数が300戸を超えるもの | 622,000円 |
| 共同住宅等（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。） | 建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの | 1件につき73,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| | 建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの | 1件につき102,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| | 建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの | 1件につき144,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| | 建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの | 1件につき208,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| | 建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの | 1件につき298,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| | 建築物全体の住戸の数が100戸を超えるもの | 1件につき398,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |

| | | | |
|--------|---|------------------------------|--------------------------------|
| | | の | |
| | | 建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの | 1件につき403,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| | | 建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの | 1件につき529,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| | | 建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの | 1件につき622,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額 |
| 非住宅建築物 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省 ^令 国土交通省第1号）第10条第1号イ(2)及びロ | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき85,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メー | 1件につき142,000円 |

| | | | |
|--|-----------------|------------------------|-------------------|
| | (2)に規定する評価方法の場合 | トル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え | 1件につき 230,000円 |
| | | 5,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え | 1件につき 300,000円 |
| | | 10,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え | 1件につき 361,000円 |
| | | 25,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が25,000平方メー | 1件につき 423,000円 |

| | | | |
|--|--------|---------------------------------------|-------------------|
| | | トルを超えるもの | |
| | その他の場合 | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき 255,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき 407,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき 579,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 | 1件につき 703,000円 |

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| | のもの | |
| | 床面積の合計が10,000平方メートルを超える25,000平方メートル以内のもの | 1件につき837,000円 |
| | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1件につき956,000円 |
| 複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。） | 建築物全体の住戸の数が1戸のもの | 1件につき36,000円に非住宅部分認定費相当額Bを加算した額 |
| | 建築物全体の住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの | 1件につき73,000円に共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bを加算した額 |
| | 建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以 | 1件につき102,000円に共用部認定費相当額B及び非住宅部 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 下のもの | 分認定費相当額 B を加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が 10 戸を超え 25 戸以下のもの | 1 件につき 144,000 円に共用部認定費相当額 B 及び非住宅部分認定費相当額 B を加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が 25 戸を超え 50 戸以下のもの | 1 件につき 208,000 円に共用部認定費相当額 B 及び非住宅部分認定費相当額 B を加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が 50 戸を超え 100 戸以下のもの | 1 件につき 298,000 円に共用部認定費相当額 B 及び非住宅部分認定費相当額 B を加算した額 |
| 建築物全体の住戸の数が 100 戸を超え 200 戸以下のもの | 1 件につき 403,000 円に共用部認定費相当額 B 及び非住宅部分認定費相当額 B を加算した額 |
| 建築物全 | 1 件につき |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | 体の住戸 の数が 200戸 を超え 300戸 以下のも の | 529,000 円に共用部認 定費相当額B 及び非住宅部 分認定費相当 額Bを加算し た額 |
| | | 建築物全 体の住戸 の数が 300戸 を超える もの | 1件につき 622,000 円に共用部認 定費相当額B 及び非住宅部 分認定費相当 額Bを加算し た額 |
| <p>備考</p> <p>1 共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 9,900円</p> <p>イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 28,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 85,000円</p> <p>エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 134,000円</p> <p>オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 170,000円</p> <p>カ 25,000平方メートルを超える場合 212,000円</p> <p>2 共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 115,000円</p> <p>イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 190,000円</p> | | | |

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 297,000円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 381,000円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 456,000円

カ 25,000平方メートルを超える場合 531,000円

3 非住宅部分認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。

ア 300平方メートル以内の場合 9,900円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 28,000円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 85,000円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 134,000円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 170,000円

カ 25,000平方メートルを超える場合 212,000円

4 非住宅部分認定費相当額Bとは、次の表の左欄に掲げる申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計の区分に応じ、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法による場合は同表の中欄に掲げる額を、その他の場合は同表の右欄に掲げる額をいう。

| 申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法による場合の額 | その他の場合の額 |
|--------------------------------|--|----------|
| 300平方メートル | 85,000円 | 255,000円 |

| | | |
|--------------------------------------|----------|----------|
| ル以内のもの | | |
| 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの | 142,000円 | 407,000円 |
| 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの | 230,000円 | 579,000円 |
| 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの | 300,000円 | 703,000円 |
| 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの | 361,000円 | 837,000円 |
| 25,000平方メートルを超えるもの | 423,000円 | 956,000円 |

5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に、別表第8の定めるところにより算定した建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の額を加算した額とする。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

1件につき 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1

| | | |
|--|--|---------|
| | | を乗じて得た額 |
| | 備考 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の備考の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合について準用する。 | |